

令和7年度「下松市民憲章実践者表彰」募集要項

下松市民憲章は、下松市をより住みよいまちにするため、昭和44年に制定されました。下松市民憲章推進協議会では、市民憲章実践5項目について積極的に活動・実践している個人又は団体を表彰規程に基づき、市民憲章実践者として表彰します。

1 応募方法

推薦者が、指定様式「市民憲章実践者被表彰候補者推薦書」を下松市民憲章推進協議会に提出する方法による。

2 推薦基準

下松市内で市民憲章実践5項目のいずれかについて積極的に活動・実践している個人又は団体。ただし、活動・実践の内容は、以下の条件を満たすものとする。

- ① 法令の規定に抵触しないこと
- ② 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのないもの
- ③ 特定の政党、宗教等の行為や思想に偏らないもの
- ④ 営利を目的としないこと

【市民憲章実践の主な例】

交通安全の推進、環境美化活動、緑化・植栽事業、自然体験のできる環境の整備、スポーツを通じた交流会、スポーツ教室の開催、親子教室の開催、青少年の指導育成、小学生及び中学生向けの職場体験、技芸を通じた物品の寄付 など

3 表彰件数

表彰の件数は6件までとする。

4 選考方法

選考は表彰要領に基づき、下松市民憲章推進協議会常任委員会で厳正に審査し、決定する。(選考のために必要がある場合は、必要書類を追加で提出していただく場合があります。)

5 応募締切

令和7年2月17日(月) 必着

6 応募から表彰までの流れ

- ① 応募締切までに、推薦書（指定様式）を提出
- ② 常任委員会で選考し、表彰者を決定
- ③ 常任委員会終了後、推薦書に記載の推薦者及び被表彰者の住所に選考結果を通知
- ④ 令和7年度の委員総会で表彰

※市民憲章実践者として表彰された団体で、市民憲章推進協議会に未加盟の団体については、翌年度以降、協議会に加盟していただきますようご協力お願いいたします。

7 問合せ・応募先

〒744-8585

下松市大手町3丁目3-3

下松市民憲章推進協議会事務局

（下松市教育委員会生涯学習振興課内）

TEL 0833-45-1870 / FAX 0833-45-1865

E-mail : gakushuu@city.kudamatsu.lg.jp